

平成26年度仙台市防災会議

議事録

- I 開催日時：平成27年1月23日（金） 14時00分から16時00分まで
- II 開催場所：ホテルメルパルク仙台 2階ソーレ・ルーナ
- III 議事次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議題
仙台市地域防災計画の修正について
 - 4 報告事項
各種対策の進捗状況等
 - 津波避難対策について（事務局）
 - 帰宅困難者対策について（事務局）
 - 地域版避難所運営マニュアル作成への取組について（仙台市連合町内会長会）
 - 5 その他
- IV 配布資料
- ・平成26年度仙台市防災会議 次第
 - ・資料1-1 仙台市地域防災計画の修正について
 - ・資料1-2 仙台市地域防災計画修正案 新旧対照表（抄）
 - ・資料1-3 仙台市地域防災計画修正案 パブリックコメント実施結果
 - ・資料2-1 津波避難対策について
 - ・資料2-2 仙台市の帰宅困難者対策について
 - ・資料2-3 地域版避難所運営マニュアル作成への取組について

V 仙台市防災会議委員等名簿

(出席者：副会長1名・委員(代理含む)36名・事務局7名 計44名)

役職	機 関 名	職 名	氏 名	備考
会長	仙台市	市長	奥山恵美子	欠 席
委員	東北財務局	局長	榎本 直樹	(代理)原 寛之
〃	東北地方整備局仙台河川国道事務所	所長	牧 哲史	(代理)佐々木章夫
〃	東北経済産業局	局長	守本 憲弘	(代理)木村 研一
〃	東北運輸局	局長	永松 健次	(代理)佐々木雅幸
〃	仙台管区気象台	台長	高瀬 邦夫	
〃	宮城海上保安部	部長	仙石 新	(代理)近藤 俊一
〃	東北農政局	局長	佐々木康雄	(代理)丸岡 修一
〃	仙台森林管理署	署長	小澤眞虎人	
〃	陸上自衛隊第22普通科連隊	連隊長	松永 浩二	(代理)岩井 幸一
〃	宮城県	総務部理事兼危機管理監	石森 建二	
〃	宮城県警察本部	仙台市警察部長	大原 光博	(代理)千葉 稔
〃	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	執行役員仙台支社長	松木 茂	(代理)佐藤 竹久
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部	取締役宮城事業部長	柴田 基靖	
〃	東北電力株式会社仙台営業所	所長	及川 昌洋	
〃	日本通運株式会社仙台支店	執行役員仙台支店長	秋田 進	
〃	日本赤十字社宮城県支部	事務局長	本木 隆	
〃	日本放送協会仙台放送局	局長	西村 睦生	
〃	東日本高速道路株式会社 東北支社仙台管理事務所	所長	森岡 道大	(代理)細川 迭男
〃	東北放送株式会社	報道制作局長	岩佐 哲	
〃	株式会社仙台放送	取締役報道局長	大沼 浩一	欠 席
〃	株式会社宮城テレビ放送	取締役報道制作局長	佐藤 久朋	
〃	株式会社東日本放送	常務取締役コンテンツセンター長	芋原 一善	欠 席
〃	株式会社エフエム仙台	放送本部放送部長	木村 祐二	
〃	一般社団法人仙台市医師会	会長	永井 幸夫	(代理)瀬野 幸治
〃	宮城中央森林組合	代表理事組合長	赤間 長男	
〃	仙台市連合町内会長会	会長	阿部 欣也	
〃	仙台市民生委員児童委員協議会	理事	松本 淑子	
〃	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会	会長	八木 彌生	
〃	仙台商工会議所女性会	副会長	荒井美佐子	
〃	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	会長	山浦 正井	
〃	社会福祉法人仙台市障害者福祉協会	会長	阿部 一彦	
〃	公益財団法人仙台国際交流協会	副理事長	守 修一	
〃	公益財団法人せんだい男女共同参画財団	理事長	木須八重子	
〃	特定非営利活動法人イコールネット仙台	代表理事	宗片恵美子	欠 席
〃	ラジオパーソナリティ		板橋 恵子	

委員	仙台市教育委員会	教育長	上田 昌孝	(代理)熊谷 祐彦
〃	仙台市消防局	局長	栗村 涉	
〃	公益財団法人宮城県消防協会 (仙台市宮城野消防団長)	仙台地区支部長	福來 隆	
〃	仙台市	副市長	藤本 章	
〃	〃	危機管理監	加藤 俊憲	
事務局	仙台市危機管理室	室長	佐々木英夫	
〃	〃	参事	平 久大	
〃	〃	危機管理課長	田脇 正一	
〃	〃	防災都市推進課長	明田 大吾	
〃	〃	減災推進課長	吉川 勝元	
〃	〃	防災都市推進課主幹	荒木 秀雄	
〃	〃	〃	山田 浩幸	

VI 傍聴者：なし

VII 会議経過

1 開会

2 挨拶 藤本副市長

3 議事

- 仙台市防災会議条例第3条第4項に基づき、藤本副市長が議長とされた。
- 本会議及びその議事録は公開するものとして委員に了承を求め、承認された。
- 議事録署名委員に、日本赤十字社宮城県支部事務局長本木隆委員及び株式会社宮城テレビ放送取締役報道制作局長佐藤久朋委員を指名することについて委員に了承を求め、承認された。

(1) 審議事項 「仙台市地域防災計画の修正について」

- ・資料 1-1、資料 1-2 及び資料 1-3 に基づき、事務局（危機管理室防災都市推進課長）から説明。

《審議事項に関する質疑応答》

【板橋恵子委員】

避難場所について、一般の市民の方々に、どういうときに、どこに避難したらよいのかというのがわかりづらいという課題がこれまでもあったと思われる。今回さらに災害の種類によって様々な避難場所が定められたが、これらについてどのように市民の皆様へ周知徹底を図って行くのか。

やはり、何かあったときに、ここに逃げ込めばいい、ここに行くようにという、例えば家族間のミーティング等をやる場合にも、よりわかりやすい情報の提供の仕方とか指定の仕方というのが必要になると思われるので、その周知の仕方と避難場所として定められているところに従前から、ここはそういう場所になるという表示のようなものを設置する考えなのか。

【事務局（危機管理室防災都市推進課長）】

この度は避難場所、避難所について、災害種別毎に整備をした。やはりこの計画についても、計画を策定して終わりではなく、市民の皆様により広くこの内容を定着させて行くということが非常に重要だと認識している。そのため、これまでも様々なハザードマップや広報用の資料の中でも避難場所について記述をしてきた。今後作成して行くハザードマップや啓発資料の中でも適切な避難場所についてもしっかりと説明していきたいと考えている。また、現在、各地域で地域版の避難所運営マニュアルの作成が進んでいるので、そういった機会も捉えながらしっかりと市民の皆様へ周知をしていきたいと考えている。

それから、避難場所の看板表示等については現在でも、津波避難場所であるとか指定避難所等について、前面に看板等を設置している。今回の災害対策基本法の改正を踏まえ、例えば指定避難所であっても津波の場合には2階以上に上がらなければ安全が確保できないといったところについては、その旨の記述や注意喚起の記述を追加して行きたいと考えている。

○原案の通りとすることについて委員に了承を求め、承認された。

(2) 報告事項

① 津波避難対策について

・資料 2-1 に基づき、事務局（危機管理室防災都市推進課長）から説明。

② 帰宅困難者対策について

・資料 2-2 に基づき、事務局（危機管理室減災推進課長）から説明。

③ 地域版避難所運営マニュアル作成への取組について

・資料 2-3 に基づき、仙台市連合町内会長会会長（阿部欣也委員）から説明

《報告事項に関する質疑応答》

【板橋恵子委員】

津波避難対策について、最短の津波到達時間を45分としたのは何故か。

また、避難場所について設備整備を平成28年度末までに整備を行うとのことであった。資料2-1(p.3)には、海岸公園等の整備に合わせて避難の丘等を整備するとなっているが、避難の丘については大体いつ頃を目途に整備を完了させる予定か。

【事務局（危機管理室防災都市推進課長）】

避難の丘の整備スケジュールについて、所管局からは、平成28年度、29年度くらいまでに整備をして行くと昨年の時点では伺っている。

また、津波到達時間については、津波避難施設整備に関する検討委員会を設置して検討を行ったが、東日本大震災時の再現では、約66分後に津波が到達している。一方で、様々な被害想定 of 各種データがあり、宮城県のデータや仙台市が行った過去の宮城県沖の連動型の地震を想定した津波到達時間、明治三陸、昭和三陸の津波到達時間があったが、その中で最短の時間が約45分であったため、この45分を採用した。これは平成17年に仙台市で行った津波のシミュレーション、宮城県沖地震の連動型を想定したものである。

【板橋恵子委員】

帰宅困難者対策について、一時滞在場所に指定されている滞在場所そのものの安全の確保についてはどのような対策を行っているのか。

【事務局（危機管理室減災推進課長）】

一時滞在場所の安全の確保については、基本的に施設側の安全の確保ということになるが、事前にそういった部分の安全等については確認されているということで協定を締結している。

【板橋恵子委員】

東日本大震災の時にも、仙台駅も含めて、決して安全が確保されていた状況ではなかったように思われるが、その点はどのように考えているのか。

【事務局（危機管理室減災推進課長）】

例えばJR仙台駅では、東日本大震災時には天井が落下した等のことがあったが、その辺も考慮して工事をしている状況である。

【板橋恵子委員】

基本的に指定された施設側が安全を確保するということか。

【事務局（危機管理室減災推進課長）】

基本的にそのようになっている。一時滞在場所は1万1千人分を確保するが、施設によっては地震等で被害があることも考えられるので、その場合のために1万1千人プラスアルファということで施設を確保していきたいと考えている。

【板橋恵子委員】

地域版避難所運営マニュアル作成への取組について、避難者の特定という話があったが、かろうじて自宅で滞在できる方は、あえて避難所の滞在ではなく戻って避難ということもありうるという話であった。震災のときに実際に伺った話だと、例えば小さいお子さんがいたり、ペットを抱えているということで、あえて避難所には行かず自宅で滞在なさった方がおっしゃっていたのは、食料の配布を受けられなかった、避難所にいる人にだけお配りするが、それ以外の方々には配れないと言われるケースがあったと耳にしている。同じような被災で避難所以外で避難なさっている方への食料の配布については町内会ではどのような取り決めをしているのか。

【仙台市連合町内会長会会長（阿部欣也委員）】

いっつき避難場所は、班や小グループで家の近くに集まって、とりあえず安否確認活動とか、初期消火とか、あるいは救助活動等を行うが、そのときに先ほど言ったように、仕分けをしないと、全員が避難所に行ってしまうので、一応その時はその人の判断によるが、正確に駄目とは言えない。避難所に来たら帰れとは言えない。もう一つ、在宅の場合は、食料の有無というのは確認いたします。どれぐらい食料あるのかとか、無ければ支給したい。実際に私たちが町内でやったときは、在宅の方には集会所で炊き出しをして必要な方にはおむすびを配布したとか、そういうふうなことを考えているので、在宅の方の場合の食料その他についても確認をしたうえで、在宅をして頂くというふうに考えている。

【板橋恵子委員】

基本的に在宅でも避難所に伺えば、そのケースによっては食料を分けて頂くことができるということか。

【仙台市連合町内会長会（阿部欣也委員）】

そういうことである。避難所に来て頂いて、食料が家にはないのでということであれば当然支給されます。

【板橋恵子委員】

それを徹底して頂けたらと思う。

【議長（藤本副市長）】

先ほど、避難の丘の整備スケジュールの話がでたが、今後県道のかさ上げ事業が進んで行くと、相当の土砂をストックしなければならぬということがある。避難のエリア的に見ると重なるところもあるで、そのストックの部分と、その避難の丘の事業のすりあわせが必要となってくるということで、申し上げたような年度設定を考えている。

【木須八重子委員】

津波避難対策についての資料の5ページ目についての質問というか、お願いを申し上げたいと思う。津波情報の伝達に関して多重化を図っているとのことで、緊急速報メールやこの度ツイッターを開設ということですが、多重化は結構だと思うが、今回の私どもの体験を振り返っても、津波が来るような大きな災害時というのは、確実に停電をしているので、テレビ等が見られないということと、それから今回の経験からすると場合によっては激しい揺れで伝達システム自体も破損して現地に伝わっていない、こういった事態を体験しているので、多重化と同時に併せて停電、その他のことを考えると、やはり、乾電池式のラジオが確実に住民の方々にお知らせできる手段ではないのかと感じている。とりわけ津波の時、沿岸部にお住まいの方々のことを考えて、ツイッターがどこまで有効かと考えると一定の限界もあると思われるので、今まで通りの当たり前のことかもしれないが、電気が使えない時の、いわゆる公共電波の中でもラジオの有効性とか準備、そういったものについて、改めて広報の強化というか、そうしたことをして頂くのがよいのではないかと考える。

【事務局（危機管理室防災都市推進課長）】

委員ご指摘の通りかと思う。災害情報はやはり地震の後に津波が来るということを考えると、ライフラインが停止しているということは十分想定されるので、その前にいかに情報を伝えて行くかということで、多重化を図るため、震災後も様々な情報伝達の追加をさせて頂いている。一方で、やはりこれで全て完全かということも先ほどの話の中でもあったが、防災には完全はないと考えているので、どちらかというところとハード的な対策というよりは、ソフト的な対策として津波に関する避難の考え方を市民の皆様にも周知啓発していく中で避難の際には携帯のラジオを鳴らしながら避難をして下さいというのも、実際の避難訓練や、避難計画づくりの中で周知をしているので、今後もそういった取り組みを進めて行きたいと考えている。

【阿部一彦委員】

今の話を伺って安心した。聴覚障害の方などの支援についてもいろいろ配慮する必要があるということで、今のお答えの中に入っているという理解でよいか。

【事務局（危機管理室防災都市推進課長）】

様々な市民の皆様が置かれている状況というのはそれぞれ異なると思いますし、文字情報だったり、音だったりそういった情報を多層的に組み合わせて行く、またソフト的にも声かけというのも重要になりますので、特に津波の際には周りの家に声をかけながら避難をして頂くというのも実際の訓練で、まさに今実践的に取組をしているので、そういった様々な取組を進めて市民の皆様一人一人にしっかりと伝わるようにして行きたいと考えている。

5 その他

【板橋恵子委員】

震災を踏まえて特に宮城県内ですと、多賀城市ですとか、あるいは岩手県の沿岸部でも防災手帳を作りまして市民全員に配るということをなさっているが、仙台市ではそのような考え、計画はあるか。

【事務局（危機管理室防災都市推進課長）】

隣の多賀城市にはコンパクトな持ち歩きタイプの防災手帳ということで、東北大学の先生にもご協力頂きながら、素晴らしいものだと言見させて頂いている。また、名取市でも資料集をお作りになっていることも参考にさせて頂いている。本市としても、市民の皆様、この東日本大震災を踏まえた地域防災計画の内容について周知をするために必要な手段の一つだと考えているので、今後資料集のようなものについて全ての市民の皆様へ配布できるような取組についても今後具体的に検討して行きたいと考えている。

【板橋恵子委員】

是非、出来るだけ早期に願います。

【議長（藤本副市長）】

例えば、先ほどご説明申し上げましたように、避難施設の周知等については、市政だより等と一緒に全戸配布したり、個別の対応をそういった形で可能な限り市民の皆様にお知らせをするという作業は行っているが、防災都市推進課長が申し上げましたように、どういう方策が具体的にわかりやすいのか、もう少し私どもも検討させて頂ければと思う。

【議長（藤本副市長）】

議事の一切を終了する。

6 閉会

以上、事実に相違ないと認める。

平成27年2月25日

仙台市防災会議委員

本 永 隆

平成27年2月27日

仙台市防災会議委員

佐藤 久朋